県立妙高病院 医療安全管理委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は県立妙高病院医療安全管理委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 当院の医療安全指針に基づき、院内における医療安全推進体制の確立および医療安全推進のための対策を策定するための決定機関として医療安全管理委員会を設置する。

(構成)

- 第3条 委員会の構成は、次に掲げる委員を持って構成する。
 - (1)病院長
 - (2) 医師(医療安全推進委員会委員長)
 - (3)事務長
 - (4)薬剤部長
 - (5)看護部長
 - (6)放射線技師長
 - (7)検査技師長
 - (8)リハビリテーション技師長
 - (9)看護師長
 - (10)栄養課長
 - (11)医事企画員(医事担当職員)
 - (12)経営係長

(所掌事項)

- 第4条 委員会は、次に掲げる医療安全管理対策についての事項を所掌する。
 - (1) 医療事故等の検証および再発防止策の検討に関すること
 - (2) 医療安全管理のための提言および職員への指示
 - (3) 医療安全のための啓発、教育、広報に関すること
 - (4)医療訴訟に関すること
 - (5)その他医療安全に関すること

(運営)

- 第5条 (1)委員会に委員長を置き病院長がこれに当たる。
 - (2)委員会は毎月1回程度開催する。緊急時必要に応じて臨時会議を開催する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は看護部長が当たる。

付則 平成18年4月1日から適用する。

平成21年1月16日改訂

平成23年4月1日改訂

平成24年5月18日改訂

平成 25 年 10 月 4 日改訂

平成 26 年 1 月 10 日改訂

令和4年4月1日改訂(平成18年に作成された規程を改めたものである。)